

議案第 6 号

桐生市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市公共物使用等に関する条例(平成 17 年桐生市条例第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項を次のように改める。

- 3 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 6 号 桐生市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例案

道路法施行令の一部改正に伴う、桐生市道路占用料徴収条例の改正に合わせ、桐生市が徴収する公共物使用料の使用数量の端数処理について、所要の改正を行おうとするものです。